

令和5年度（2023）

十日町市農業委員会事業計画

新潟県十日町市

十日町市農業委員会事業計画

1 基本方針

当市農業の基幹である水稲は、人口減少に加え新型コロナウイルス感染症の発生により米需要量は一段と減少してきており、さらに米価の下落も伴い農業経営が厳しい状況が続いている。また中山間地域を多く抱える当市においては、農業者の高齢化が進み、農業機械の老朽化による更新も高額な費用が伴うことから断念し、それを期に離農する者も増え、後継者不足が深刻な問題となっている。

こうした状況を踏まえ、十日町市農業委員会では、農地を守り担い手を育成するという組織の役割がますます重要となっていることを十分に認識し、農業者の公的代表機関であることの自覚を持って、公正・公平・透明性に基づく農業委員会業務の適正執行にあたる。また、農業者等の声に耳を傾け、農業者に信頼されるよう、地域に密着した活動を推進していく。さらに農業関係機関と連携しながら、認定農業者等意欲のある担い手の育成及び確保を推進し、農業経営の向上と農業振興の発展に努めていく。

2 事業方針

農業委員会には農地利用の最適化の推進をはじめ、人・農地プランの実行への積極的な関与及び「地域計画」策定に伴う「目標地図」の作成に向け、農地情報の収集・提供、担い手の確保・育成などへの取り組みが期待されている。これまでの「農地を守り、担い手を育てる」という農業委員会活動の基本は変わらないものの、農地利用の最適化が最重点課題となったことから、積極的に地域に入って活動する「行動する農業委員会」を目指すこととする。

特に、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消及び新規参入促進などの成果確保に向けた取組を重点的に行うこととする。また、法令業務のみならず、農業・農村・農地をめぐるさまざまな問題について、農業委員及び農地利用最適化推進委員が世話役、相談役、調整役として農業者の声を聞き、そのさまざまな課題について協議・検討をしながら、農業委員会の活動を推進していく。

3. 重点項目

- (1) 農地利用状況調査を着実に実施し、守るべき農地の明確化に向けた取組。
- (2) 農地利用最適化の取組を推進し、遊休農地・耕作放棄地拡大防止のための取組の強化。
- (3) 人・農地プランの実行及び「地域計画」策定に向けた積極的な取組。
- (4) 「経営所得安定対策」の定着および棚田振興法等の活用により、中山間地における農業経

営の確立。

- (5) 農地法等の円滑かつ適正な執行と法令審議の透明性確保に向けた取組。
- (6) 農業者等との意見交換や政策提案活動等の推進。
- (7) 農業関係機関との連携強化。
- (8) 農地流動化に向けた農地情報の収集一元化。
- (9) 委員としての資質向上のため、各種研修事業への積極的な取組の実施。
- (10) 任意部会による課題の抽出と積極的な業務の推進。

4. 事業計画

(1) 農政対策について（農政部会）

- ・ 農地等利用最適化推進施策に関する意見の取りまとめ及び関係機関へ意見書の提出。
- ・ 担い手への農地の利用集積・集約の促進、推進。
- ・ 中山間地等直接支払制度への取組みの推進。
- ・ 賃借料並びに農作業労賃に関する情報提供。
- ・ 農地利用状況及び利用意向調査（農地パトロール）の推進。
- ・ ~~農地取得「下限面積」の検討。~~

(2) 振興対策について（振興部会）

- ・ 農業者及び農業関係団体との意見交換の開催。
- ・ 農業委員会業務の充実と委員の資質向上を図るための各種研修の開催。
- ・ 新規就農者確保育成対策等の推進。
- ・ 地産地消の推進と産地直売所の普及、育成。
- ・ 都市と農村の交流事業の促進。
- ・ 食農教育の推進。

(3) 情報対策について（情報部会）

- ・ 広報誌「農業委員会だより」の編集、発行。（年2回）
- ・ 農地に関する情報の積極的な発信。
- ・ 集落の営農情報収集と提供。
- ・ 十日町市の農業委員会ホームページによる情報提供。
- ・ 全国農業新聞、全国農業図書の普及拡大。
- ・ 農業委員会の「目に見える活動」の推進。

(4) 共通事業について

- ・ 農地利用状況及び利用意向調査（農地パトロール）の実施。

- ・「人・農地プランの実質化」及び「地域計画」策定に向けた協議等へ参加及び調整。
- ・遊休農地の発生防止及び耕作放棄地の有効活用の推進。
- ・農業者年金加入の促進。(今年度加入新規加入推進目標 2名以上)
- ・全国農業新聞の普及拡大。(今年度新規購読獲得目標 委員一人当たり1部)
- ・女性農業委員、青年農業委員等、多様な委員の登用環境の醸成。
- ・農地中間管理事業を初め、経営所得安定対策、水田フル活用、日本型直接支払制度、棚田振興法など農業施策の普及推進。

(5) 会議等の開催について

- ①定例総会 毎月25日に開催する。(開催日が土日祝日の場合は、後送りとする)
- ②任意部会
 - 任意部会は、年間の事業計画を立案し、計画的に事業の推進を図る。
 - 農政部会 必要に応じて開催する。
 - 振興部会 必要に応じて開催する。
 - 情報部会 必要に応じて開催する。(広報誌編集会議を含む)
- ③幹事会 緊急事案、重要案件等があった場合に開催する。

■農業委員会の役割と委員の責務

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用することにより公正さを確保する。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底する。
3. 「農地中間管理機構」と連携し、担い手への農地の利用集積・集約を行う。
4. 農業委員及び推進委員は地域の「世話役・相談役・調整役」であり法令業務、農地の利用集積、担い手対策など農家の相談相手となる。
6. 農業者の代表として、農地利用の最適化に関わる農業・農村の現場の意見の提出を行う。
7. 優良農地の確保と有効活用、遊休農地の解消、農地情報等の一元管理を行う。
8. 農業者年金加入推進、全国農業新聞の普及と定着を図る。